

長野県出資等外郭団体評価制度における評価項目及び評価基準

評価の基準は次のとおりとし、B評価に該当しない場合は、A評価とする。

評価項目 / 評価基準	
I 団体の目的・使命（業務の必要性、業務の効率性、外郭団体で実施することの当否）	
次に該当する場合は、B評価とする ・目的・使命が消滅している又は著しく低下している	
備考	おおむね5年以内に、目的・使命の消滅が見込まれる場合はB評価とする
II 事業の実施状況（効率性、財務内容を含む）	
次のいずれかに該当する場合は、B評価とする ・3期以上連続して赤字決算であり、評価対象年度の赤字額が資本額又は正味財産額（債務償還にあてることのできる引当金を含む）の5%以上である ・評価対象年度において債務超過である ・事業の実施状況に重要な不具合がある ・類似業務を行っている他の主体と比較して著しく効率性が劣る	
備考	・3期以上連続して赤字決算であっても、中長期経営計画を策定済みであり、赤字額が計画の範囲内である場合はA評価とする ・債務超過である場合は、他の問題がなくてもB評価とする
III 目的の達成状況（期待された成果が得られているか）	
次に該当する場合は、B評価とする ・達成されていない	
備考	ほぼ達成されている又は達成されていない部分がある場合はA評価とする
IV 基本方針の進捗状況	
次に該当する場合は、B評価とする ・進捗していない	
備考	ほぼ予定どおり進捗している又は進捗していない部分がある場合はA評価とする
V 今後の事業執行上の課題	
次に該当する場合は、B評価とする ・課題の解決に外部からの支援を必要としており、対応に重大な困難をきたしている	
備考	・課題がない又は課題はあるが団体独自に対応が可能な場合はA評価とする ・課題の解決に外部からの支援を必要としているが、確定した方針により対応している場合はA評価とする